

「食のみやこ熊本県」PRロゴマーク等制作業務委託仕様書

1 業務名

「食のみやこ熊本県」PRロゴマーク等制作業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和7年(2025年)3月14日(金)まで

3 業務の目的

熊本県は、素晴らしい自然や豊富な水資源に恵まれ、多様な農林畜水産物が生産されている。県では、令和6年10月に、農林水産部と商工労働部の共管による「食のみやこ推進局」を新設した。両部が持つノウハウやネットワークを生かしながら、県産品の販路拡大や農林畜水産物の高付加価値化を進め、「食のみやこ熊本県」の創造に取り組むこととしている。

こうした中、県内外に向けて、より効果的に「食のみやこ熊本県」の創造に向けた広報活動を推進するために本業務によりPRロゴマーク等を制作する。

4 業務内容

(1) 「食のみやこ熊本県」PRロゴマーク制作

「食のみやこ熊本県」を表すロゴマークを制作すること。

【ロゴマークデザインにおける注意事項】

- ・「食のみやこ熊本県」のロゴとシンボルマークを組み合わせたロゴマークとし、ロゴやシンボルマーク単独でも使用が可能なデザインであること。
 - ・熊本県の特徴や食の魅力をイメージさせる(モチーフとした)デザインであること。
 - ・くまモン利用規定を遵守し、くまモンのイラストを使用すること(キャッチフレーズを加えてもよい)。
- ※くまモンについては、「くまモンオフィシャルホームページ」に掲載されている「利用の手引き」に基づいて(利用の手引きに掲載されているイラストから)使用する。
- ・ロゴマークの言語は、日本語の他、英語、中国語(繁体字及び簡体字)、韓国語のタイプも制作すること。
 - ・デザインは模倣等のないオリジナルの未発表作品とし、第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること。
 - ・活用予定ツールは、ポスター、チラシ、パンフレット、看板、旗、ステッカー、SNSアイコン、HP、グッズ(ボールペン、ピンバッジ、箸など)とする。

(2) 広報用パネルセット作製

- ・サイズ：A1、A2
- ・数量：それぞれ2つ

- ・その他仕様：ボード貼り、フレーム、イーゼル付き

(3) 利用ガイドライン作成

- ・以下の項目を記載した利用ガイドラインを作成すること
(表示色設定、組み合わせ、アイソレーションエリア、使用最小サイズ、禁止事項等設定)

5 成果品

(1) 成果品

- ①制作物 1式
- ②各制作物のデザイン画等の電子データ（DVD-R等） 1式
ロゴマークについては、PDFと併せて、PNG及びJPEG、AIの各画像形式データを提出すること。

(2) 納入期限

ロゴマークデータ候補案

令和7年(2025年)2月13日(木)

ロゴマークデータ最終版及びその他成果物一式

令和7年(2025年)3月14日(金)

6 特記事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も同様とする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、随時、進捗状況の報告を行い、受託業務の円滑な遂行に努め、具体的な事項については、県と十分協議のうえ決定する。
- (3) 本業務にあたり使用する画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可を得ること。なお、県が所有する素材を用いる場合には、県に協議すること。
- (4) 本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議により決定する。
- (5) 本業務により制作した成果物等（電子データも含む）の著作権及び使用権は、県に帰属する。